

条項	旧	新
第 1 条 1－(2)	本サービスでは、①「振替」取引（第 5 条に定めます。）や「振込」取引（第 6 条に定めます。）を行うための「振込・振替サービス」、②「照会」取引（第 7 条に定めます。）を行うための「照会サービス」、③「税金・各種料金払込」取引（第 8 条に定めます。）を行うための「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）、④「総合振込」取引・「給与賞与振込」取引（第 9 条に定めます。）、および「特別徴収地方税納入」取引（第 11 条に定めます。）を行うための「伝送受付サービス」を提供します（以下、「振込・振替」取引、「税金・各種料金払込」取引、「総合振込」取引・「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引を総称して「資金移動取引」といいます。）。	本サービスでは、①「振替」取引（第 5 条に定めます。）や「振込」取引（第 6 条に定めます。）を行うための「振込・振替サービス」、②「照会」取引（第 7 条に定めます。）を行うための「照会サービス」、③「税金・各種料金払込」取引（第 8 条に定めます。）を行うための「税金・各種料金払込サービス」(Pay-easy 『ペイジー』)、④「総合振込」取引・「給与賞与振込」取引（第 9 条に定めます。）、および「特別徴収地方税納入」取引（第 11 条に定めます。）を行うための「伝送受付サービス」、⑤ 当行が電磁的に発行する帳票を閲覧するための「電子交付サービス」（第 12 条に定めます。） を提供します（以下、「振込・振替」取引、「税金・各種料金払込」取引、「総合振込」取引・「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引を総称して「資金移動取引」といいます。）。
第 1 条 1－(3)	本サービスは、前号のサービスの組合せによって、以下のとおり「JWEBOFFICE 統合型」、「JWEBOFFICE 統合型ライト」および「JWEBOFFICE タイムリー型」の 3 つの商品に分類されます。 ①JWEBOFFICE 統合型 JWEBOFFICE 統合型は、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）、「伝送受付サービス」を提供します。 ②JWEBOFFICE 統合型ライト JWEBOFFICE 統合型ライトは、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）、「伝送受付サービス」を提供します。ただし、「伝送受付サービス」の 1 回にお取引可能な件数は、システム仕様上の上限数とは異なる当行所定の上限数が設定されています。 ③JWEBOFFICE タイムリー型 JWEBOFFICE タイムリー型は、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）」を提供します。	本サービスは、前号のサービスの組合せによって、以下のとおり「JWEBOFFICE 統合型」、「JWEBOFFICE 統合型ライト」および「JWEBOFFICE タイムリー型」の 3 つの商品に分類されます。 ①JWEBOFFICE 統合型 JWEBOFFICE 統合型は、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）、「伝送受付サービス」、「 電子交付サービス 」を提供します。 ②JWEBOFFICE 統合型ライト JWEBOFFICE 統合型ライトは、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）、「伝送受付サービス」、「 電子交付サービス 」を提供します。ただし、「伝送受付サービス」の 1 回にお取引可能な件数は、システム仕様上の上限数とは異なる当行所定の上限数が設定されています。 ③JWEBOFFICE タイムリー型 JWEBOFFICE タイムリー型は、「振込・振替サービス」、「照会サービス」、「税金・各種料金払込サービス」（Pay-easy 『ペイジー』）」、「 電子交付サービス 」を提供します。
第 12 条	記載なし	1 電子交付サービスの内容 電子交付サービスとは、本サービスをご利用のお客様に発行される各種帳票を、紙媒体による交付（以下「郵送交付」という）に代えて電磁的に本サービスの画面上で交付（以下、「電子交付」という）するサービスをいいます。 2 電子交付対象帳票 (1) 本サービスの代表口座またはサービス指定口座に対して発行される当行所定の帳票を電子交付の対象とし、対象帳票の名称、電子交付の時期、閲覧可能期間等は当行ホームページ上に掲載するなど、当行所定の方法によりお客様に告知いたします。対象帳票は、定められた条件を満たした場合に電子交付されるものとし、条件については当行所定の方法によりお客様に告知いたします。 (2) 当行は対象帳票について任意に追加、削除（名称・電子交付の時期・閲覧可能期間等の変更）ができるものとし、これらを行うときは、当行所定の方法によりお客様に告知いたします。 (3) なお、お客様の本サービスご利用開始以降は、電子交付サービスの交付対象とする帳票の郵送交付はいたしませんのでご注意ください。

条項	旧	新
		3 利用資格者・利用者等 (1) 電子交付サービスは、本サービスをご契約のお客様に限り利用できるものとします。 (2) 電子交付サービスを利用する利用者は、本サービスのサービス管理責任者または利用登録されている担当者の中から選択のうえ、サービス管理責任者が電子交付サービスの画面上で利用権限を設定してください。また、サービス管理責任者は、利用者ごとに取得できる帳票を設定してください。 4 電子交付の方法等 (1) 当行は対象帳票を当行所定のファイルで本サービスの画面上に表示します。また、対象帳票はお客様のパソコン等への保存および印刷を可能とします。なお、対象帳票を閲覧・印刷するためには、お客様が使用するパソコン等において閲覧ソフトが必要になります。ただし、対象帳票の閲覧・保存・印刷に用いるパソコン等および閲覧ソフトの環境設定の確保については、第 16 条第 3 項を準用します。 (2) 対象帳票は当行が定めた期間において取得することができるものとします。 5 解約等 本サービスの契約を解約した場合またはその契約期間が満了した場合は、同時に電子交付サービスの契約も解約となります。解約日以降はお客様への電子交付も終了いたしますので、あらかじめファイルをパソコン等へ保存または印刷したうえで解約してください。 6 免責事項等 (1) 電子交付サービスで電子交付する帳票は、法令や諸規則の変更やシステム障害などの理由で、一時的に電子交付を停止する、または電子交付できない場合があります。 (2) 当行から電子交付サービスにより電子交付した帳票について、交付した取引内容と実際の取引内容が異なる場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。 7 関係規定の適用・準用 電子交付サービス規定に定めのない事項については、本規定の各条項により取り扱うものとします。
	第 12 条	第 13 条 ※同様に【旧】第 12 条以降の条文番号を変更